

高島市民病院医療情報システム更新支援業務委託仕様書

この仕様書は、高島市民病院における医療情報システム更新支援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

高島市民病院(以下、「当病院」という。)は、地域の住民の方々から信頼される医療の提供を目指し、地域の中核病院として幅広い役割を担って医療活動を行っている。

現在運用中の電子カルテシステム及び部門システム(以下、「医療情報システム」という。)の耐久年数の経過により更新の必要性が高まる中、物価上昇の影響も受け高額な更新費用が発生する可能性がある。

また、更新にあたっては費用面、運用面、システム面など全てにおいて入念な検討が必要であり、それに伴い、職員にも多くの負担を強いることを留意しなければならないと考える。そのような中で、安全性が保障され、質の高い医療を保ちながら、業務をシステムにより効率化しつつ、今後の湖西医療圏の人口減少に対応したコストの最適化、ダウンサイジングを図らなければならない。

そのために、次期医療情報システム更新に向けた基本計画や要求仕様についてのコンサルティングができる業者を幅広く募集するため、公募型プロポーザル方式を採用し、高度な専門知識と十分な経験のあるコンサルタント業者に医療情報システムの更新に関しての助言を得ることを目的とする。

2. 委託業務の場所

- (1) 所在地 滋賀県高島市勝野 1 6 6 7 番地
- (2) 名 称 高島市民病院

3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※次期システム稼働開始は令和 1 0 年 1 2 月までに稼働を予定する。

4. 病院概要

(1) 患者概要

	外来患者数		入院患者数	
	延べ患者数	1 日平均患者数	延べ患者数	1 日平均患者数
令和 5 年度	8 6 , 1 3 8	3 6 8 . 6	5 7 , 0 3 5	1 5 6 . 3
令和 6 年度	8 3 , 4 0 5	3 5 6 . 9	5 8 , 8 4 3	1 6 0 . 8
令和 7 年度	8 0 , 7 6 3	3 4 6 . 7	5 8 , 1 5 3	1 5 9 . 3

(2) 施設概要

施設概要	本棟：地上 5 階 健診棟：地上 4 階
病床数	一般病床 2 1 0 床（内感染病床 4 床）

診療科目	標榜科 18 科 内科、精神科・神経科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、心臓血管外科
------	--

注. 診療科目については、総合診療科を院内標榜しています。

(3) 主な指定関係

○高島市民病院

救急指定病院（二次救急） 地域医療支援病院 地域がん診療病院 DPC 対象病院

へき地医療拠点病院 臨床研修指定病院（基幹型） 災害拠点病院

○朽木診療所

在宅療養支援診療所

5. 業務概要

(1) 基本事項

- ① 病院情報システム（電子カルテシステム、オーダシステム及び医事会計システム等の部門システム。ネットワークを含む。以下、同。）の更新を行ううえで、専門的知識からの支援、助言を行うコンサルティング業務を実施すること。
- ② 当病院及び既存システムベンダーと十分な連携をとり、円滑な仕様書作成が出来るよう、当病院の立場でコンサルティング業務を実施すること。
- ③ 公的病院の調達制度を理解していることが必要であるため、過去3年間に、200床以上の独立行政法人等を含む公的病院での病院情報システムの更新に際して、仕様書の作成を支援した実績を5件以上備えていること。なお、直接の契約者でない場合や、主たる業務を再委託している場合は該当しない。（実績を証明する書類を提示すること。）
- ④ コンサルティングを行うための組織体制や訪問計画、業務実施計画、全体スケジュール案などを具体的に示すこと。
- ⑤ 当院への訪問以外の日程は、オンライン会議や電話、E-MAIL等によりコンサルティング業務を実施すること。
- ⑥ コンサルティング業務を実施する上で、当院を担当するスタッフについて、適切な人員体制と適切な業務実施計画を確保できること。委託業務責任者及び担当者の変更や異動（急病を含む。）により委託業務の低下および委託業務水準の低下を招かないこと。
- ⑦ 受託企業・団体は、特定のシステムベンダー及び医療機器メーカーとの資本関係や当院との本業務以外の取引関係がなく、また、各ベンダーと平等な関係であること。
- ⑧ 主として従事する者は、病院情報システムの設計・開発・導入に関して十分な知識と経験を有すること。
- ⑨ 主として従事する者は、病院情報システム、ネットワーク、医療機関の業務内容に深い知識を持っていること。ついては、コンサルティング経験が5年以上であり、当院と同規模（200床）以上の医療機関における病院情報システム更新の実績が

5 件以上であること。

- ⑩ 主として従事する者は、情報処理技術や医療関係法令、病院情報システムや各部門システムの安全管理に関する専門的な知識と豊富な業務実績を有していること。
- ⑪ 主として従事する者は、情報処理技術者資格や医療情報技師・上級医療情報技師認定資格等を保持していること。
- ⑫ 次期電子カルテシステムについては、オンプレ式、クラウド式を十分に比較する為の支援をしてどちらのシステムが当院にあっていいのか提案すること。なお、最終的に決定するものではない。
- ⑬ 厚生労働省のガイドラインに準じたセキュリティ対策にあったシステム仕様書を提案すること。
- ⑭ 既存システム構成、更新予定システムは別紙「更新予定システム一覧」とする。

(2) 資料提供招請支援

- ① 資料提供招請の前に、既存の病院情報システムの概要を調査すること。
- ② 病院情報システム調達の主旨を、当院と十分に確認し合う能力・姿勢を有すること。
- ③ 資料提供招請の導入説明資料には、上記で調査・確認した必要な事項を盛り込み、調達情報として必要な資料（システム構成図・機能仕様書・参考価格等）が全て収集できるように支援すること。
- ④ 導入説明書の配布から資料の受領までのシステムベンダーからの質問に対する当院の回答作成の支援を行うこと。

(3) 現状調査

- ① 既存の病院情報システムについて、各部門にヒアリングを実施し、利用システム・システム間接続・機器接続・現行運用・端末台数等の現状調査や問題・課題、要望事項の調査・分析を行い、取りまとめを行うこと。
- ② 既存の病院情報システムについて、ネットワーク環境やサーバ室、端末設置状況の調査を実施し、問題・課題等を含め取りまとめを行うこと。
- ③ 医療情報システムに関する運用・保守体制及びハードウェア保守・契約状況の調査・分析を実施すること。
- ④ 各部門のヒアリングについては、必要な診療科の医師、事務部門、コメディカル、各種委員会（感染管理・医療安全・他）等を含め約45部門に対して実施すること。
- ⑤ 各部門のヒアリングについて、ヒアリング用資料を事前に各部門に配布し、時間内に効果的なヒアリングを実施すること。時間内に終了しない場合は、別日に追加で実施すること。
- ⑥ 各部門のヒアリングについて、ヒアリング結果資料及び議事録を提出すること。
- ⑦ 要求仕様書作成にあたって把握しておくべき各ベンダー（部門システム含む）の最新の商材・提供体制等の情報について、必要に応じて当院コアメンバーや該当部門に提示すること。
- ⑧ 更新に係る費用について、電子カルテ・部門システムベンダーからの見積を取得し、病院収益を鑑みた投資範囲（初期費用・保守費用）の提案を行うこと。
- ⑨ 病院情報システムの運用課題や改善事項、実現方法について、専門的知見から、要求

仕様書作成後の修正を最小限に留められるように指摘や助言、提言を行うこと。

- ⑩ 現状調査終了後には、調査結果をもとに調達に向けての基本計画の策定を支援すること。

(4) 要求仕様書案作成支援

- ① 上記(3)の調査結果に基づき、病院情報システム更新のための基本仕様書案と今回必要となる電子カルテシステムおよび必要な各種部門システム要求仕様書案の作成を支援すること。
- ② 特段の指示がない限り、次の方針の下に要求仕様書案の作成を支援すること。
 - ア ソフトウェアはパッケージでの機能を原則として、コスト増の原因となる特定ベンダーの独特な機能を盛り込まないこと。
 - イ 開発費用及び保守費用の抑制・削減を意識して、不必要な内容が盛り込まれないようにすること。
 - ウ 24時間365日の継続運用が可能なハードウェアの要求事項を盛り込むこと。
 - エ 稼働率及び分散化に配慮してサーバーの構成を提案すること。
 - オ 部門間での交換利用が出来るようにクライアント及び周辺機器は極カスペックを合わせること。
 - カ 既存のハードウェアでシステム本稼働後数年以上利用が可能と見込めるものは継続利用を提案すること。(パソコンモニター等)
 - キ 当院のシステム状況を鑑みた医療DXの推進を提案すること。
 - ク 当院のセキュリティ状況を鑑みた、サイバーセキュリティ対策について提案すること。
 - ケ 効率性・経済性を考慮したAIを活用した業務を提案すること。
 - コ ベンダーの保守体制についても考慮すること。
- ③ 要求仕様書案では、基幹システム・部門システムに必要なクライアント端末や付属機器を調査・確認して作成するが、基幹システムとの相乗り端末なのか、部門システム専用端末なのかがわかるように作成すること。
- ④ 作成した要求仕様書案について、当院の各部門（ヒアリング部門）に提供し、2回目のヒアリングにおいて、内容の説明を実施して承諾を得ること。承諾が得られるまでは、修正・確認を繰り返すこと。
- ⑤ 要求仕様書案は、その実現性、妥当性、公平性を担保する目的として意見招請を行う予定であるが、その実施の支援及び、その結果においての最終的な要求仕様書作成の支援を行うこと。
- ⑥ 仕様書に盛り込まない部門システム及び既存システムとの接続についても、本システム稼働と同時に稼働するように支援し、本システムと同様に効率的な運用を可能とし、さらに導入価格を抑制するための支援を行うこと。

(5) 意見招請支援

- ① 意見招請において、要求仕様書案をもとに、ベンダーから技術回答及び参考見積書の提出が得られるように支援すること。

- ② 要求仕様書案の配布から技術回答受領までのシステムベンダーからの質問に対する当院の回答作成の支援を行うこと。
- ③ 意見招請では、要求項目に対するベンダーの技術回答について、パッケージシステムで提供可能な要求であるのか、オプション提供であるのか、カスタマイズ提供であるのかがわかるような技術回答とすること。
- ④ また、オプション提供項目やカスタマイズ提供項目について、費用がわかるような回答形式とすること。
- ⑤ 意見招請において、提出された技術回答書及び参考見積書の精査を行うこと。
- ⑥ 技術回答書または参考見積書において、内容に不備が見つかった場合は、ベンダーへ再提出を依頼すること。
- ⑦ 技術回答書または参考見積書において、内容に疑義が見つかった場合は、それらに対する疑義内容をベンダーに説明し、再提出を依頼すること。
- ⑧ 意見招請時に各ベンダーからの要求仕様書案に対する意見・質問等を受領した際、それら意見・質問に対する当院の回答作成を支援すること。
- ⑨ 意見・質問の回答作成において、ベンダーに問い合わせを行う必要が生じた際、スムーズに問い合わせが行えるように支援すること。
- ⑩ 意見招請時に各ベンダーから受領する参考見積書の金額について、妥当性調査の支援を行い、調達額が予算範囲内に収まるように、仕様書の修正提案及び最終決定を支援すること。

(6) その他の業務

- ① 電子カルテシステムデモの企画・実施・立会を実施すること。
- ② 情報システム委員会等の各関係会議への出席・関与、議事作成を行うこと。
- ③ 必要に応じて決定事項及び各作業フェーズの進捗状況の報告会を実施すること。
- ④ 会議へ参加する際は、他病院の事例や経験をもとにした適正な助言を行うこと。

6. 納品物

本業務の納品物について、紙媒体1部とともに電子データの納品を行うこと。

(1) 包括的業務要件

- ・業務実施計画書

(2) 資料提供招請支援

- ・病院情報システム導入説明書
- ・意見招請時の質問に対する回答書案および回答書

(3) システム構築基本計画策定支援

- ・各種調査結果報告書
- ・システム構築基本計画案および基本計画書

(4) 要求仕様書案作成支援

- ・要求仕様書案
- ・端末配置表

(5) 意見招請支援

- ・意見招請に係る資料

- ・意見招請時の質問に対する回答書案および回答書
 - ・各ベンダー参考見積比較表
 - ・各ベンダー技術回答比較表
- (6) 各種会議資料
- ・ヒアリング議事録
 - ・ベンダー議事録
 - ・その他会議録

7. その他

- (1) 業務実施前に業務実施計画書と体制を担当に提出し、承認を受けること。
- (2) 本業務に関して生じる問題点については、委託者および受託者の双方が協議してこれを処理すること。
- (3) 本業務遂行に当たり、受託者が当院に立ち入る場合は、名札等により身分を明確にすること。
- (4) 本業務遂行に当たり、委託者は、受託者に対し、必要な資料の提供等について協力するものとし、必要の都度、相互調整のための打合せを行うものとする。
- (5) 本業務の進行状況について、随時、当院に報告し、その指示を受けるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたって行う打合せの内容、委託者から提供される資料、調査の内容等に関して、外部に漏えいのないよう、厳重に注意を払うこと。
- (7) 必要に応じてシステム検討会を企画提案するとともに月例会議に出席し・進捗状況、課題等について報告を行うこと。
- (8) 本業務の遂行に当たっては、この仕様書のほか、委託者の指示に基づき、十分に協議を行い進めること。
- (9) 受託者は、別記「個人情報取扱業務委託特記事項」と別記「情報セキュリティの確保にかかる特記事項」を遵守すること。
- (10) 納入者は業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務が終了し、または契約が解除された後においても同様とする。また、漏えい等の事故防止措置を講じること。
- (11) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者と受託者とが誠意をもって協議の上決定するものとする。

8. 暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は、施行について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）から不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、警察が行う必要な捜査に協力するものとする。
- (2) 受注者は、前号の規定により通報を行った場合は、速やかに通報書（別記様式第1号）により高島警察署に届け出るとともに担当職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（すべての協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。

更新予定システム一覧

凡例

■ 更新予定

※現状調査の結果更新の必要がない場合は更新しない

